

複写

許可番号 00324003174

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6

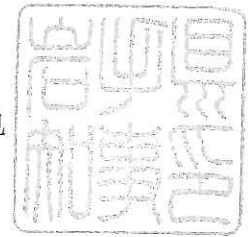
氏名 ニッコー・ファインメック株式会社

代表取締役 小野寺 真澄

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 元年 11月 15日

許可の有効年月日 令和 6年 5月 7日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (焼却処理)

取扱う産業廃棄物

・ 廃プラスチック類

以下余白

(2) 中間処理 (切断処理)

取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物であるものを除く。)

・ 廃プラスチック類

・ 木くず

・ 金属くず

・ ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)

及び陶磁器くず

以下余白

(3) 中間処理 (中和処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

・ 廃酸

・ 廃アルカリ

以下余白

(4) 中間処理 (電解処理)

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

・ 廃酸

以下余白

(5) 中間処理 (破砕処理)

取扱う産業廃棄物 (自動車等破砕物であるものを除く。)

・ 廃プラスチック類

・ 木くず

・ 金属くず

・ ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)

及び陶磁器くず

以下余白

2 事業の用に供するすべての施設

(以下、裏面記載)



- (1) 焼却施設
ア 設置場所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6
イ 設置年月日 平成11年6月4日
ウ 処理能力 廃プラスチック類 600kg/日
エ 設置許可年月日 平成11年5月6日
オ 設置許可番号 第8-1号
カ 保管施設 別表のとおり
- (2) 切断施設
ア 設置場所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森34番、56番2、62番、68番1及び86番1
イ 設置年月日 令和元年9月6日
ウ 処理能力 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、木くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうち自動車等破砕物を除く。)
11.36t/日(1.42t/時間)
エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり
- (3) 中和施設
ア 設置場所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6
イ 設置年月日 平成12年12月25日
ウ 処理能力 廃酸、廃アルカリ
24m3/日
エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり
- (4) 電解施設Ⅰ
ア 設置場所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6
イ 設置年月日 昭和60年4月5日
ウ 処理能力 廃酸 1700l/日
エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり
- (5) 電解施設Ⅱ
ア 設置場所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6
イ 設置年月日 平成12年12月25日
ウ 処理能力 廃酸 650l/日
エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり
- (6) 破砕施設Ⅰ
ア 設置場所 岩手県一関市千厩町奥玉字入山沢329番地1
イ 設置年月日 平成10年12月4日
ウ 処理能力 廃プラスチック類、金属くず(廃プラスチック類に付着して排出されたものに限る。)、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
1440kg/日(180kg/時間)
エ 設置許可年月日 - (設置許可対象外施設)
オ 設置許可番号 - (設置許可対象外施設)
カ 保管施設 別表のとおり
- (7) 破砕施設Ⅱ
ア 設置場所 岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森34番、56番2、62番、68番1及び86番1
イ 設置年月日 平成22年2月2日
ウ 処理能力 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、木くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(これらのうち自動車等破砕物を除く。)

(以下、2枚目記載)

エ 設置許可年月日 — (設置許可対象外施設)
 オ 設置許可番号 — (設置許可対象外施設)
 カ 保管施設 別表のとおり
 以下余白

3. 許可の条件
 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 5月 8日 当初許可
 平成 7年 5月 8日 更新許可
 平成10年12月24日 事業範囲の変更許可 (中間処理 (破碎処理) を追加したこと。)
 平成11年 7月16日 変更届出書受理
 (1) 名称を有限会社日興薬品から変更したこと。
 (2) 本店所在地を岩手県東磐井郡千厩町奥玉字天ヶ森90番地から変更したこと。
 平成12年 5月 8日 更新許可
 平成13年 3月 8日 変更届出書受理
 (1) 電解施設Ⅰの処理能力を変更したこと
 (2) 電解施設Ⅱを追加したこと。
 平成13年 3月 8日 事業範囲の変更許可 (中間処理 (中和処理) を追加したこと。)
 平成17年 4月12日 変更届出書受理 (事業の範囲から金属くず、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くずの中間処理 (焼却処理) を削除したこと。)
 平成17年 4月27日 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に金属くず (廃プラスチック類に付着して排出されたものに限る。) の中間処理 (破碎処理) を追加したこと。)
 平成17年 5月 8日 更新許可
 平成19年10月 2日 変更届出書受理
 (1) 事業の範囲から廃アルカリの中間処理 (電解処理) を削除したこと。
 (2) 処分後の保管場所を屋内に変更したこと。
 平成21年 2月 5日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)
 平成22年 5月 8日 更新許可
 平成22年 5月31日 事業範囲の変更許可
 (1) 事業の範囲に木くずの中間処理 (破碎処理) を追加したこと。
 (2) 金属くずの中間処理 (破碎処理) について、「廃プラスチック類に付着して排出されたものに限る。」とする限定を解除したこと。
 平成22年 6月14日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)
 平成25年 4月15日 変更届出書受理 (代表者を小野寺司から変更したこと。)
 平成25年10月23日 優良認定
 平成25年11月27日 変更届出書受理
 (1) 破碎施設Ⅲを追加したこと。
 (2) 保管施設の概要を変更したこと。
 平成29年 5月 1日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと)
 平成29年 5月 8日 更新許可 (優良認定)
 令和 元年 9月18日 変更届出書受理 (破碎施設Ⅲを廃止したこと。)
 令和 元年11月15日 事業範囲の変更許可 (中間処理 (切断処理) を追加したこと。)
 以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無
 以下余白

別表（保管施設の概要）

(1) 保管施設Ⅰ（焼却施設に関するもの）

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字入山沢329番地1

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類	—	20.05	36.0	8.4	屋内保管

(2) 保管施設Ⅱ（電解施設に関するもの）

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管 廃酸	—	2.4	2.0	2.2	屋内保管
	—	1.6	1.0	1.1	屋内保管
処分後の保管 中和処理後の廃液	—	22.0	20.0	—	屋内保管 中和施設と兼用
	—	8.8	15.0	—	屋内保管 中和施設と兼用

(3) 保管施設Ⅲ（中和施設に関するもの）

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森75番地6

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管 廃酸	—	5.1	6.0	7.2	屋内保管
	—	5.1	6.0	7.2	屋内保管
処分のための保管 廃アルカリ	—	4.0	6.0	7.2	屋内保管
	—	6.2	8.0	9.6	屋内保管
処分後の保管 中和処理後の廃液	—	22.0	20.0	—	屋内保管 電解施設と兼用
	—	8.8	15.0	—	屋内保管 電解施設と兼用

(以下、3枚目記載)

(4) 保管施設Ⅳ (破碎施設Ⅰに関するもの)

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字入山沢329番地1

	廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	4.4	11.0	—	屋内 容器保管
	廃プラスチック類、金属くず	—	2.4	2.0	—	屋内 容器保管
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	4.4	11.0	—	屋内 容器保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	6.8	8.0	—	屋内 容器保管
	廃プラスチック類、金属くず	—	8.24	1.0	—	屋内 容器保管
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	1.44	9.0	—	屋内 容器保管

(5) 保管施設Ⅴ (破碎施設Ⅱに関するもの)

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森34番、56番2、62番、68番1及び86番1

	廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (m³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類 ・ 木くず ・ 金属くず ・ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 	—	28.8	96.0	108.4	屋内保管 (破碎室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m³) 96基使用※1) 切断施設と兼用
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 	—	24.0	60.0	67.8	屋内保管 (破碎室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m³) 60基使用※1) 切断施設と兼用

(以下、裏面記載)

(保管施設Vの続き)

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
金属くず	—	4.0	3.2	3.6	屋内保管 (破砕室) 鉄コンテナ (1×1×0.8m=0.8 m ³) 4基使用 切断施設と兼用
廃プラスチック類	—	8.0	8.0	4.0	屋内保管 (解体室) コンテナ (3.6×1.9×1.17m =8 m ³) 1基使用 ^{*2)} 切断施設と兼用
・廃プラスチック類 ・木くず ・金属くず ・廃プラスチック類、 木くず、金属くず の混合物	—	8.0	8.0	9.0	屋内保管 (破砕室) コンテナ (3.6×1.9×1.17m =8 m ³) 1基使用 ^{*2)} 切断施設と兼用
処分後の保管 ・廃プラスチック類 ・木くず ・金属くず ・ガラスくず、コン クリートくず及び 陶磁器くず ・廃プラスチック類、 木くず、金属くず、 ガラスくず、コン クリートくず及び 陶磁器くずの混合 物	—	20.0	33.0	37.2	屋内保管 (破砕室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 33基使用 ^{*1)} 切断施設と兼用
	—	28.0	48.0	54.2	屋内保管 (解体室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1 m ³) 48基使用 ^{*1)}
	—	1.0	1.0	1.1	屋内保管 (解体室) 鉄コンテナ (1×1×1m=1 m ³) 1 基使用
	—	2.0	2.0	2.2	屋内保管 (解体室) 鉄コンテナ (1×1×1m=1 m ³) 2 基使用
	—	8.0	8.0	4.0	屋内保管 (破砕室) コンテナ (3.6×1.9×1.17m =8 m ³) 1基使用 ^{*2)}

*1) 保管容器は、上記保管容量の範囲内で、上記記載のアミコンテナ以外の容器 (ダストバスケット (2.4 m³/基) またはコンテナ (8 m³/基) またはフレコンバッグ (1 m³/袋)) を使用する場合あり

*2) 保管容器は、上記保管容量の範囲内で、上記記載のコンテナ以外の容器 (ダストバスケット (2.4 m³/基) またはアミコンテナ (1 m³/基) またはフレコンバッグ (1 m³/袋)) を使用する場合あり

*3) 保管場所は、有価物及び小型家電リサイクル法の対象となる一般廃棄物の保管場所と兼用

(以下、4枚目記載)

(6) 保管施設VI (切断施設に関するもの)

所在地：岩手県一関市千厩町奥玉字天ヶ森34番、56番2、62番、68番1及び86番1

廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎥)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管 ・廃プラスチック類 ・木くず ・金属くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	28.8	96.0	108.4	屋内保管 (破砕室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1㎡) 96基使用 ^{※1)} 破砕IIと兼用
	—	24.0	60.0	67.8	屋内保管 (破砕室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1㎡) 60基使用 ^{※1)} 破砕IIと兼用
廃プラスチック類	—	8.0	8.0	4.0	屋内保管 (解体室) コンテナ (3.6×1.9×1.17m=8㎡) 1基使用 ^{※2)} 破砕IIと兼用
金属くず	—	4.0	3.2	3.6	屋内保管 (破砕室) 鉄コンテナ (1×1×0.8m=0.8㎡) 4基使用 破砕IIと兼用
処分後の保管 ・廃プラスチック類 ・木くず ・金属くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	—	20.0	33.0	37.2	屋内保管 (破砕室) アミコンテナ (1.2×1×0.85m=1㎡) 33基使用 ^{※1)} 破砕IIと兼用
	—	8.0	8.0	9.0	屋内保管 (破砕室) コンテナ (3.6×1.9×1.17m=8㎡) 1基使用 ^{※2)} 破砕IIと兼用

※1) 保管容器は、上記保管容量の範囲内で、上記記載のアミコンテナ以外の容器 (ダストバスケット (2.4㎡/基) またはコンテナ (8㎡/基) またはフレコンバッグ (1㎡/袋)) を使用する場合あり

※2) 保管容器は、上記保管容量の範囲内で、上記記載のコンテナ以外の容器 (ダストバスケット (2.4㎡/基) またはアミコンテナ (1㎡/基) またはフレコンバッグ (1㎡/袋)) を使用する場合あり

※3) 保管場所は、有価物及び小型家電リサイクル法の対象となる一般廃棄物の保管場所と兼用
以下余白